

令和6年度版



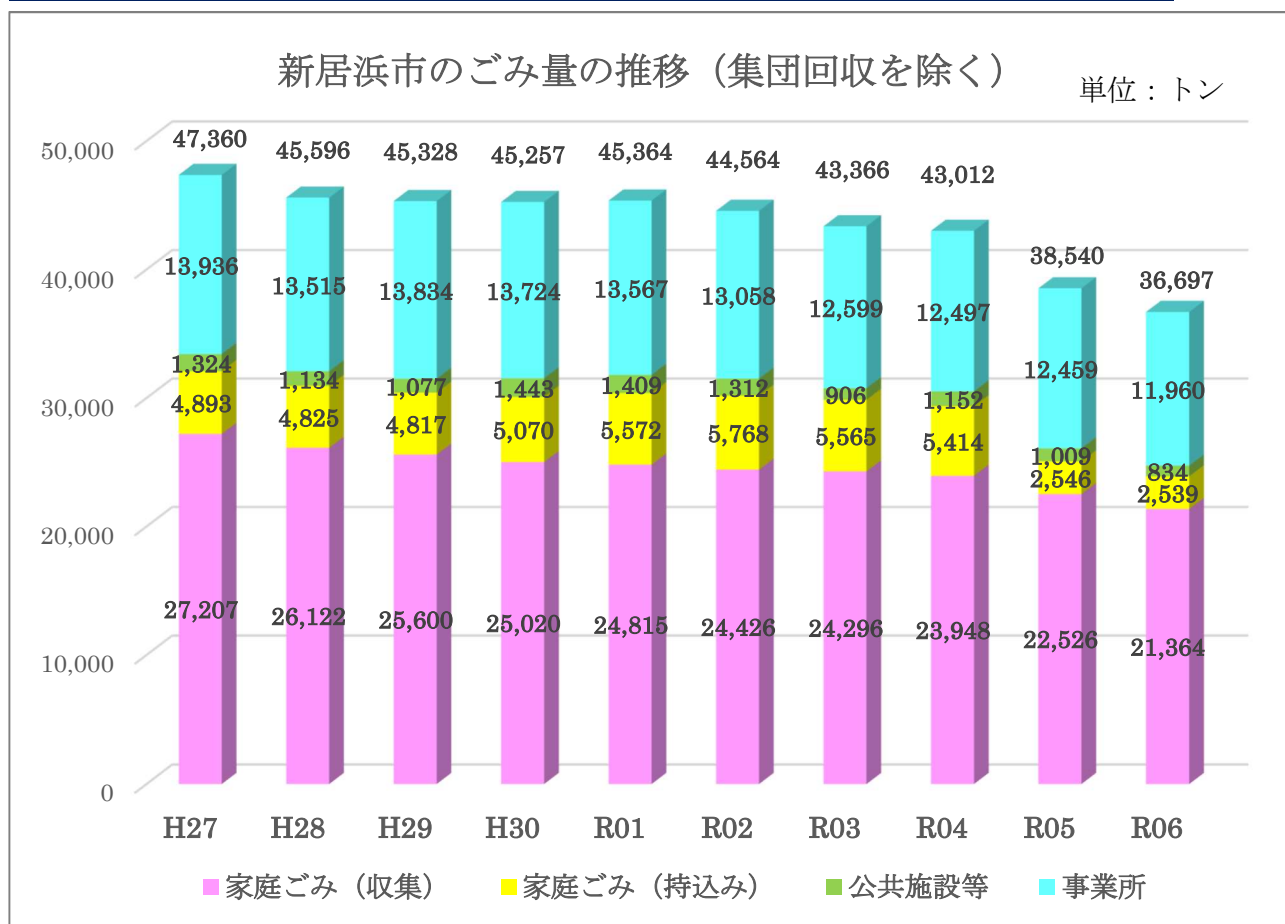
新居浜市のこみ事情



市民環境部 環境エネルギー一局 廃棄物対策課

新居浜市のごみ事情

1 新居浜市のごみ量の推移



※数値は、各項目を四捨五入した数値を記載しています。

このグラフは市の施設で処理したごみ量の推移を表したものです。

令和5年度に引き続き、令和6年度も家庭ごみ一部有料化の影響により持ち込みごみが減少し、**3万**

6千トン程度まで減少しました（令和4年度比で**約14%減少**）

令和6年度の内訳は、

収集家庭ごみ：21,364トン（58.2%）、持込家庭ごみ：2,539トン（6.9%）、
事業所・公共施設等：12,794トン（34.9%）となっています。

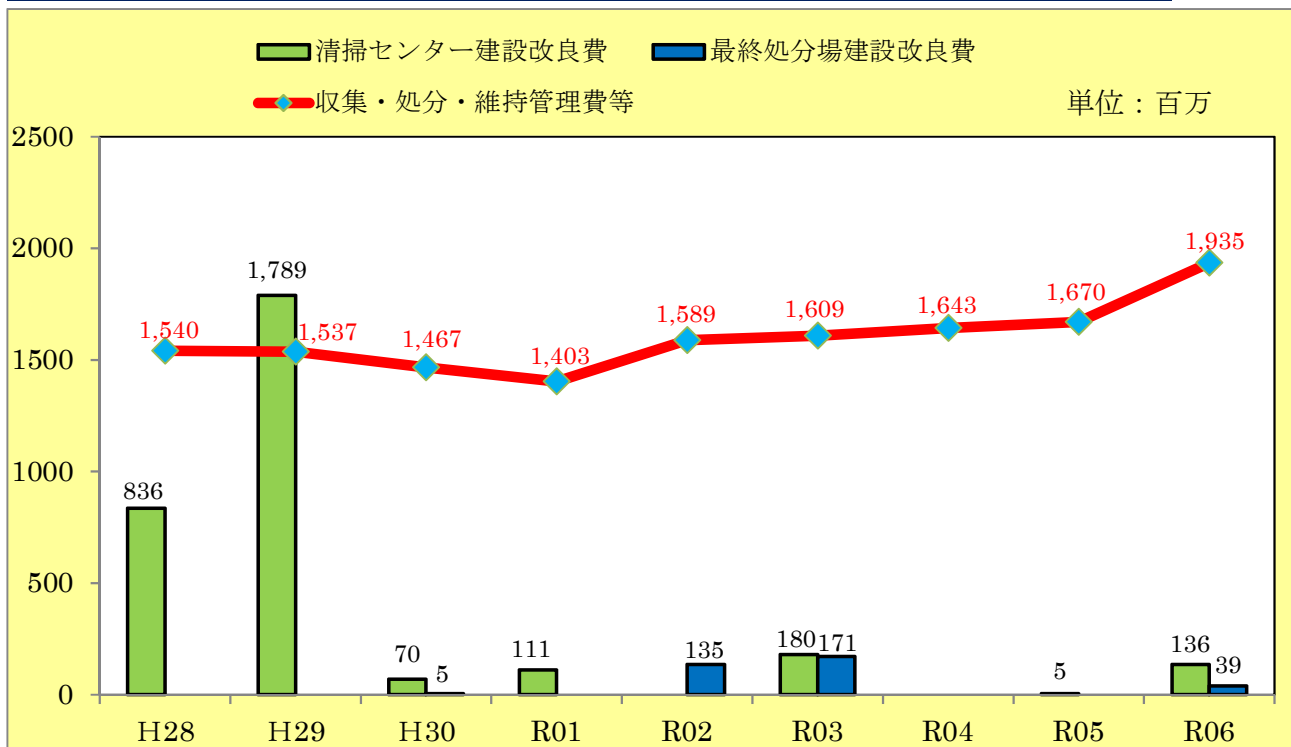
◎家庭ごみ一部有料化の対象であった家庭ごみの施設持ち込みごみは、有料化前の令和3年度比で

5,565トン（R3）→ 2,539トン（R6） と約55%減少

◎令和6年度の新居浜市のごみ量は令和3年度比で

43,366トン（R3）→ 36,697トン（R6） と約15%減少

2 ごみ処理経費の推移



このグラフは市の施設の建設費や、ごみ処理経費の推移を表したものです。

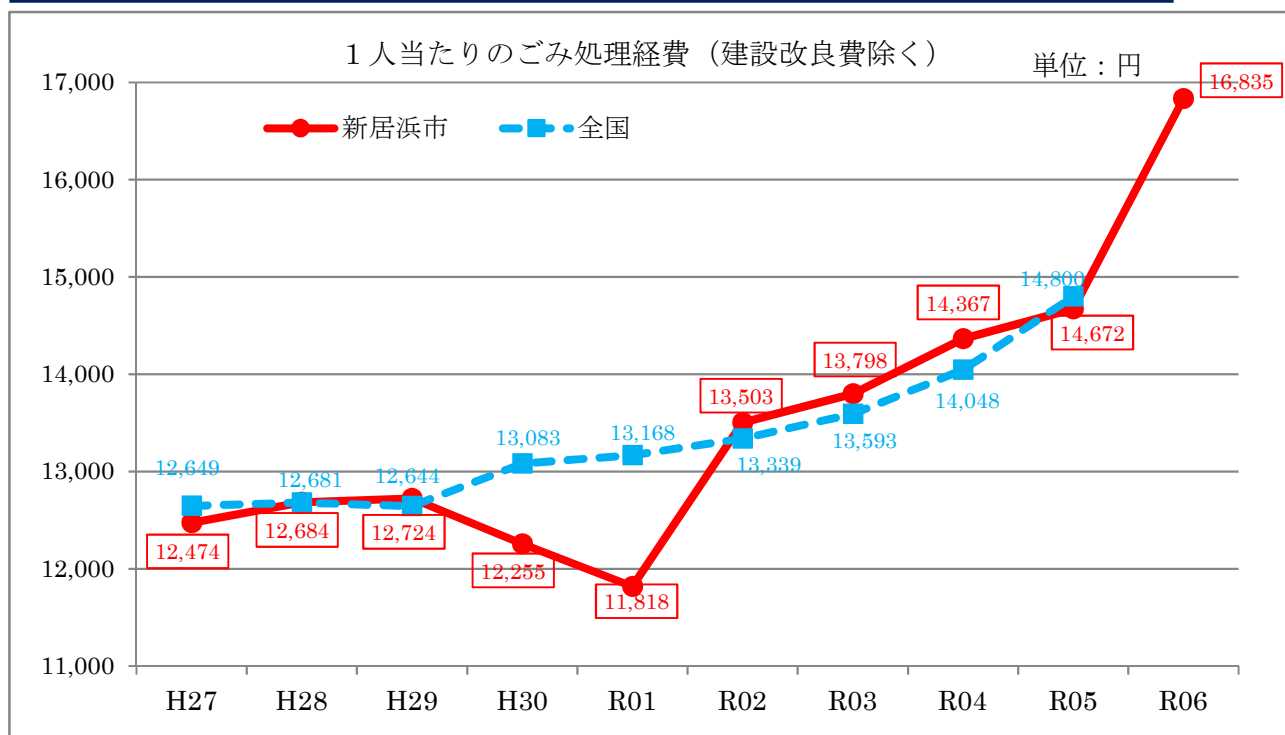
施設の建設費については、平成27年度から3か年継続事業として、基幹的設備改良工事を実施し、平成27年度は約4.6億円、平成28年度は8.4億円、平成29年度は17.9億円の支出がありました。

収集や処理に係る費用については、15億円前後で推移していましたが、近年は物価上昇等により増加傾向となっています。



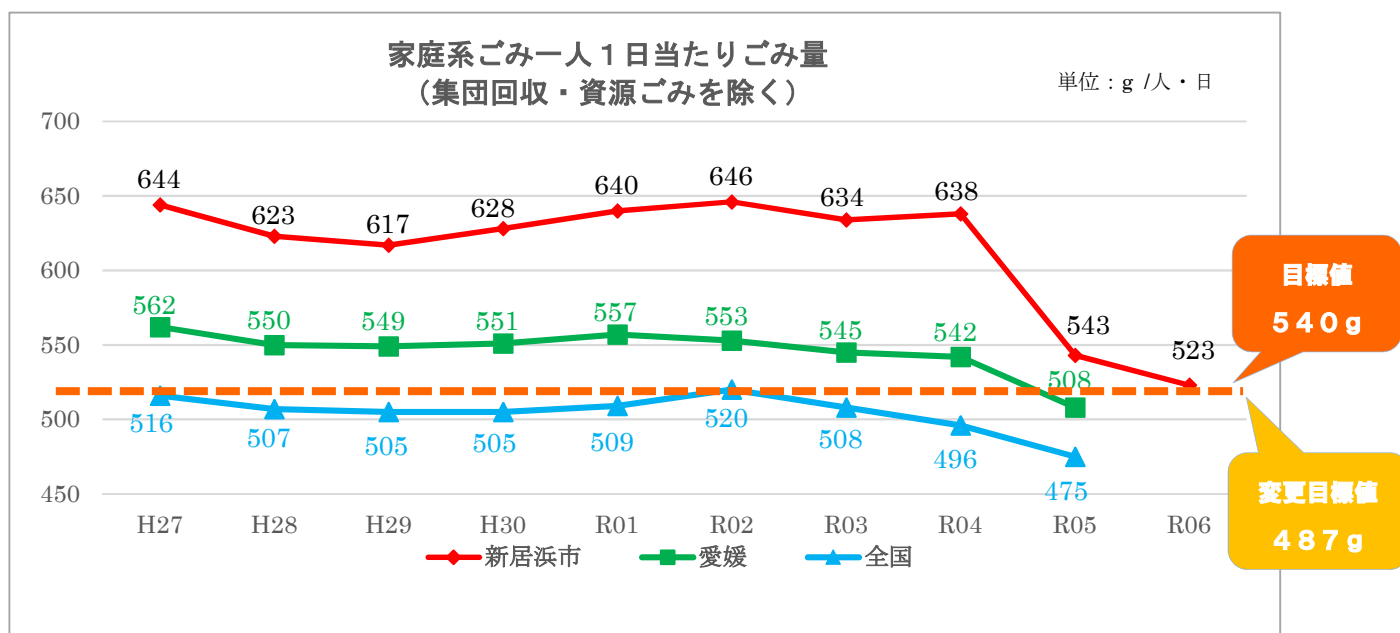
新居浜市のごみ事情

3 市民一人当たり年間処理経費の推移



このグラフは市民一人当たりの年間処理経費（建設改良費は含まない。）の推移を表したものです。毎年度おおむね一人年間1万2千円程度となっていました。人口減少や物価の高騰により、近年大きく上昇し年間1万7千円程度となっています。

4 一人1日当たりごみの排出量の推移



市では、第六次長期総合計画の中でごみ減量目標を定め、一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（集団回収・資源ごみを除く。）を令和12年度で540gとしています。令和6年度実績では目標値をクリアしたものの、全国平均には及びません。令和7年度の長期総合計画見直しにあたり、目標値を487gに変更し、更に40g程度の減量を目指します。

5 ごみの減量・3R推進施策

ごみの減量・3Rの推進のため、以下の様な施策を行っています。

・資源ごみ集団回収推進事業

資源ごみ集団回収活動を行っている団体に対し、回収量に応じた奨励金を交付
令和6年度実績 登録団体：153 回収量：803,502kg

・生ごみ処理容器設置補助事業

コンポスト、密閉式処理容器、電気式生ごみ処理機購入への補助
令和6年度補助実績 コンポスト：22基 水切り容器：6基 電気式生ごみ処理機：20基

・不用品伝言板の開設

家庭で出た不用品を、譲りたい方、探している方を繋ぐ情報登録制度
令和6年度成立件数 59件

・衣類回収

市役所1Fロビーなどに衣類回収BOXを設置し、衣類のリユース・リサイクル

令和6年度回収量 21,920kg



・廃食用油回収

市役所1Fロビーなどに回収BOXを設置し、バイオディーゼル燃料としてリサイクル
(給食配送車がバイオディーゼル燃料を使用)
令和6年度回収量 1,624ℓ

・生ごみたい肥化資材の販売

ダンボールコンポスト資材等を安価に販売
令和6年度販売数 320個

・学生服リユース事業

不要となった学生服、体操服、カバンをライフサポートアゴラへ受け渡し、リユース

・株式会社ありがとうサービスとのリユース協定

株式会社ありがとうサービスとリユースの推進に関する協定を令和4年10月に締結。

リユース・リサイクルの促進

株式会社ありがとうサービスとの「リユース活動の推進と循環型社会の構築に向けた連携と協力に関する協定」締結 令和4年10月6日

不燃系廃棄物のリユース
(新居浜市清掃センター)

令和5年8月10日 売買契約締結
【回収実績】(46回収)
食器：18,097kg
靴・バッグ・ぬいぐるみなど：2kg
おもちゃ：19kg
雑貨：3,037kg
腕時計等：0kg **合計約21.2t**

衣類等回収ボックスのリユース
(ワクリエ新居浜・ウイメンズプラザ)

ワクリエ新居浜 新居浜ウイメンズプラザ

令和6年9月27日 売買契約締結
【回収実績】(24回収)
ワクリエ新居浜
衣類：793kg
靴・バッグ・ぬいぐるみ：86kg
ウイメンズプラザ
衣類：851kg
靴・バッグ・ぬいぐるみ：116kg **合計約1.8t**

協定に基づくリユース実証事業

(株) ありがとうサービスによる買取により、この2事業だけで23tもの不要品がごみならず、リユースされています。

これらの不要品は、リユースショップを活用いただくことなどにより、直接・効率的にリユースができますので、皆さんもぜひ、捨てる前にリユースを心がけましょう！

・株式会社マーケットエンタープライズとのリユース協定

株式会社マーケットエンタープライズとリユースの推進に関する協定を令和5年9月に締結。今後、協働して次のような取組を推進。

- (1) リユース活動の促進を通じた循環型社会の形成に関すること。
- (2) 循環型社会の形成をはじめとする環境保全に向けた啓発に関すること。
- (3) 循環型社会の形成をはじめとする環境保全に向けた協働推進に関すること。
- (4) その他、甲及び乙で合意した本協定の目的に資する事業に関すること。

同社が運営するリユースプラットフォーム「おいくら」を用いて、不要品を捨てずに再利用する仕組みを構築。



令和6年度利用実績 依頼数 133件 依頼商品数 305件

※市HP経由のWEB依頼のみ計測（電話依頼は集計対象外）

・にいはま3Rネットワーク

市内で3Rに取り組んでいるリサイクルショップや事業者等の情報を市において登録・広報し、「見える化」をすることにより、市民・事業者が簡便・効率的にごみの減量化・再資源化に取り組むことができるつながりを「にいはま3Rネットワーク」と称し、令和4年10月に展開開始。

また令和6年7月10日より、登録部門へ「食品ロス」を加えた。

令和7年3月現在、スーパー・ホームセンター(21)、資源回収事業者(7)、リユースショップ(5)、食品ロス(3)、その他(2)、が登録。

・にいはまプラスチック資源循環戦略、にいはま食品ロス削減推進計画

プラスチックごみ・食品ロスの削減に、市民・事業者・行政が一体となって取り組む指針として令和5年3月に策定。

・使用済ハブラシ回収

市役所1Fロビーに回収BOXを設置し、プラスチック製品にリサイクル

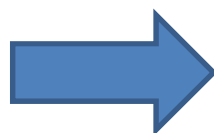
・剪定くず・木材の無料受け入れ（(株)住共クリエイトサービスセンター）

家庭から出た剪定くず・木材を、住共クリエイトサービスセンターが無料で受付

【受入時間】8:30～16:00

詳細はこちら

【場所】住友共同電力（株）駐車場

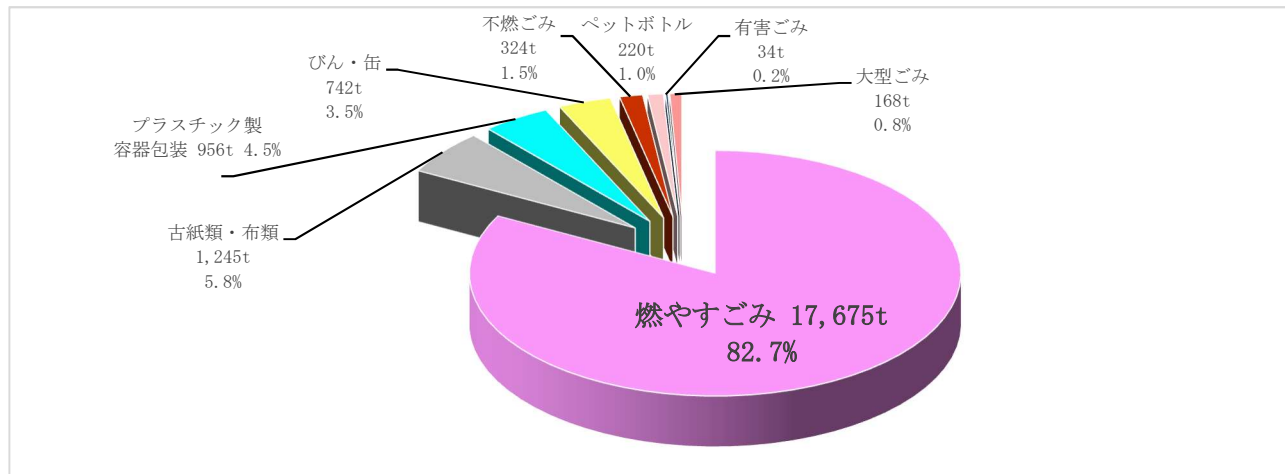


新居浜市のごみ事情

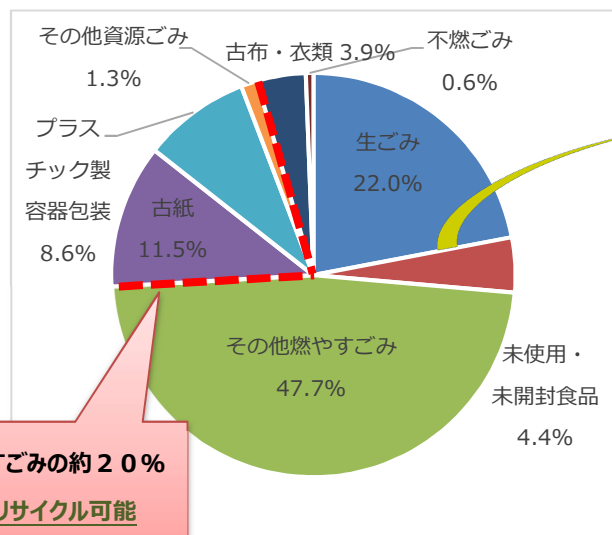
6 燃やすごみの減量に向けて

家庭ごみの定期収集に占める燃やすごみの量は次のグラフのとおり8割以上を占めています。
この燃やすごみの減量を図るため、燃やすごみとして排出されるごみの組成を把握することを目的とし、市では定期的に、ごみステーションに排出された燃やすごみの調査を行っています。

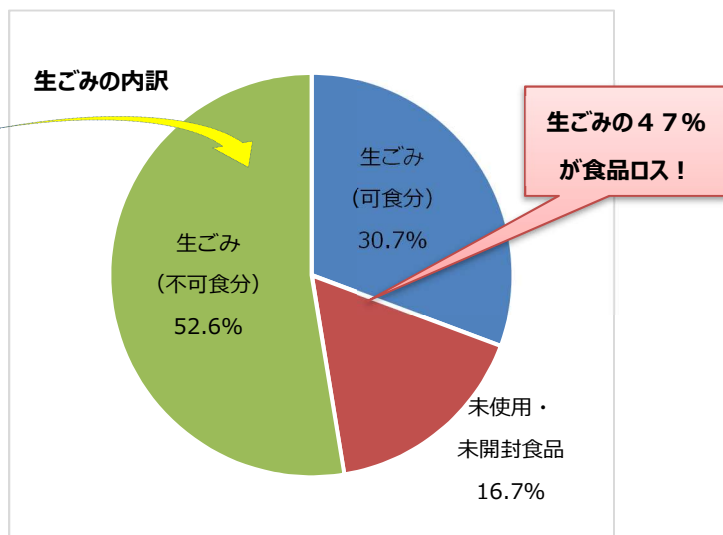
令和6年度 家庭ごみ収集分ごみ量の内訳



燃やすごみの内訳 (R6. 11月組成調査・重量比)



生ごみの内訳 (重量比)



燃やすごみの中に、資源化できる牛乳パック、菓子類の箱、チラシなどの古紙類が12%、食品の袋などのプラスチック製容器包装が9%、その他資源ごみが1%混入していました。

また、生ごみの中にも可食分(まだ食べることができる状態で捨てられた食材)が、生ごみのうち31%、未開封・未使用のまま捨てられた食品が17%もありました。

きちんと分別し、食品ロスの削減や生ごみのたい肥化を実践することができれば、現在の量から燃やすごみは約34%、減らすことができます。



7 不法投棄について

(1) 不法投棄等の現状

家庭から出るごみや、事業活動などによって排出される産業廃棄物は、決められたルールによって処理することになっています。しかし、ルールを守らずにごみステーションに不適正な排出をしたり、山林や河川、道路、公園、空き地等に不法投棄をしたりするケースが後を絶ちません。不法投棄はまちの美観を損ねるほか、有害な物質が漏れ出し、土壌汚染や水質汚染などの環境破壊を引き起こすことも考えられます。不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されており、違反した場合は**5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金または併科（法人の場合は3億円以下の罰金）**に処されることになります。



(2) 不法投棄への対応

○ごみステーションにおける不適正排出

市内には約4,000か所のごみステーションがありますが、未分別の状態で出されたごみや、指定の日以外に排出されたごみについては、警告ステッカーを貼って持ち帰り等の指導を行ったりしています。また悪質なケースの場合、投棄者が特定できれば適正に排出していただくよう個別指導を行っていますが、最終的に回収されない場合はパトロール車による撤去・処分をしています。

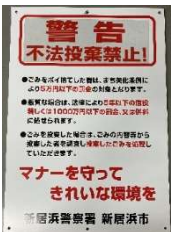
収集できません

□ 決められた日に出しましょう。
 □ 分別ができていません。
 □ 大型ごみとなるため。
 □ 可燃物は出し方を教えてください。
 □ 一時多量ごみ（喪葬・葬・引越しごみ等）
 □ 透明・半透明の袋で出しましょう。
 □ ごみステーションには、出せないごみです。
 □ 袋のままで収集できません。
 □ バリでコンテナ又はネットに入れてください。
 □ その他

() 月 日

新居浜市廃棄物対策課 66-1262

○道路や河川、道路等の公共の場への不法投棄



管理担当課がある土地への不法投棄は、管理担当課が処理することを原則として、不法投棄の多い高速道路周辺、山間部、海岸については廃棄物対策課のごみパトロール車でパトロール、調査、回収を行っており、現在はパトロールコースを9コース定め、ほぼ1か月で巡回するとともに、不法投棄されそうな場所については、不法投棄監視カメラや警告看板を設置し、投棄の未然防止を図っています。また、平成14年4月1日施行の「きれいなまち新居浜をみんなでつくる条例」（通称「まち美化条例」）に基づき、環境美化推進員を委嘱しており、推進員を中心に各地域でパトロールや清掃作業、定期収集時のごみ分別指導などの活動を行っており、各自治会の中にも同様の活動を行っている所があります。

(3) パトロールの体制

廃棄物対策課でごみパトロール車によるパトロールを実施しています。パトロール車は、2トンドンプ（深型）2台（内1台は委託業者による）でパトロール等を行っています。

令和6年度実績（不法投棄回収分のみ）

- ・撤去件数 45件
- ・撤去数量 ○一般ごみ 191袋分 ○家電4品目 1台
- 大型ごみ類 43個 ○処理困難物 6個

○放置自転車 11台

